

可児市農業委員会第4回農業委員会総会議事録

開催日時	平成29年4月5日(水)午後3時30分から5時15分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、生田 信昭、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、續木 明彦、山田 照男、菱川 幸夫、杉本 隆久、井藤 平榮、堀井 省治、大澤 正幸、小池一二三、渡邊 千春、可児すみ子、勝野 英俊、可児 勉、仙石 廣男
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 堀部 建樹、係長 加藤 哲利、書記 佐合 仁美
議案	第18号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第19号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第20号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第21号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第22号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第23号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について 第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	平成29年第4回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員はなしで、只今の出席委員は18名と定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、15番可児すみ子委員、16番勝野英俊委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第18号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第18号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転2件の申請があります。 受付番号1の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の矢戸の方との間における売買

による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字下奥洞外 2 筆、地目は、田で、面積は合計 115 m²、農振区域内の農用地区域外の農地です。

譲受人は、申請地の隣接地で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 10,129.11 m²となります

受付番号 2 の案件は、譲渡人の徳野南の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字東島外 1 筆、地目は、畑で、面積は合計 276 m²、申請地の東側と北側は譲受人の畑、西側は他の所有者の畑、南側は駐車場となっており、第 1 種住居地域内の農地です。

申請地は接道しておらず、譲受人は、申請地に隣接して農地を所有していることから、申請地を取得して一体利用することで耕作上の利便性も高く、農業規模の拡張を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 2,249 m²となり農地法第 3 条第 2 項第 5 号における最低経営面積 30 アールに達していないのですが、農地法施行令第 2 条第 3 項第 3 号「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」に当たり、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外のものであり、許可できるものと思われます。

受付番号 1 の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。受付番号 2 の案件は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に該当しますが、農地法施行令第 2 条第 3 項第 3 号により許可できるものと思われます。

その外についても、許可要件を満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1 番矢戸お願いします。

生田委員 受付番号 1 について 2 番生田が報告します。

譲受人は、申請地の隣接地で耕作しており、申請地を売買で取得し耕作されるということですので問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。2 番下恵土お願いします。

可児(勉)委員 受付番号 2 について 17 番可児が報告します。

先ほど事務局から詳しい説明があったとおりです。譲受人は、申請地の隣接地で耕作しており、申請地を売買で取得し耕作されるということですので問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようすでにお諮りいたします。

日程第 2 議案第 18 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか

	【異議なしの声多数あり】
議長	異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程第3、議案第19号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第19号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は2件の申請があります。
	受付番号1の案件は、申請人の坂戸の方が、物置の敷地とするため転用許可を求めるものです。
	土地の概要は、坂戸字前田、地目は、畑で、面積は198m ² 、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は道路、西側は申請人の宅地、南側は申請人の畑と宅地となっており、物置の敷地とする申請です。
	転用事由としまして、個人住宅を建築するとの計画であります。
	なお、申請人より農地法の許可を受けずに物置の敷地として利用しており、始末書が添付されています。
	農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんしていることから第3種農地と判断されます。
	一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。
	なお、関連して申請地南側で5条申請受付番号7を同時提出されております
	受付番号2の案件は、申請人の美濃加茂市の方が、従業員用住宅を建築するため転用許可を求めるものです。
	土地の概要は、土田字定安外1筆、地目は、畑で、面積は合計472m ² 、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は宅地と畑、南側は雑種地、北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。
	転用事由としまして、申請人従業員用住宅2棟を建築するとの計画であります。
	農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、第3種農地と判断されます。
	一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。
	なお、関連案件の4条事業計画変更申請受付番号3が同時提出されております。
	周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。
	以上で、説明を終わらせていただきます。
議長	ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1番坂戸お願いします
吉田委員	受付番号1について3番吉田が報告します。
	先ほど事務局から説明がありましたが、昭和50年頃から物置が建っており始末書が添付されております。特に問題ないと思います。

議長	ご苦労さまでした。2番土田お願いします。
井藤委員	受付番号2について10番井藤が報告します。 この土地は、先般、駐車場として申請があり許可が下りているところです。上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はありません。隣地同意書も添付されております。今回変更の受付番号3が同時提出されており3回目ということです。 承諾もいただいておりますので、問題ないと思います。
議長	ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。
	【意見なしの声多数あり】
議長	ご意見も無いようすでにお諮りいたします。日程第3、議案第19号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。
	【異議なしの声多数あり】
議長	異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。
議長	日程第4、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第20号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転7件、使用貸借権の設定2件、賃貸借権の設定2件、合計11件の申請があります。 受付番号1の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の広見の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸駐車場とするため転用許可を求めるものです。 土地の概要は、広見七丁目外1筆、地目は畠、地積は、合計316m ² 、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は雑種地、西側は畠と宅地、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後3ヶ月までの計画としての申請です。 転用事由としましては、譲渡人が平成16年10月28日付で北側37.5m ² の貸駐車場として4条許可を受けており、転用済みの駐車場を含め、譲受人は、貸駐車場を整備するとの計画であります。 農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。 一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。 なお、関連案件の5条事業計画変更申請受付番号1が同時提出されております。 受付番号2の案件は、譲渡人の中恵土の方と、譲受人の愛知県あま市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が近隣共同住宅住民への貸駐車場とするため転用許可を求めるものです。 土地の概要は、中恵土字新屋敷、地目は畠、地積は、1,074m ² 、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路沿いの水路、西側は譲渡人の雑種地、南側は田、北側

は譲渡人の共同住宅となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が隣接する共同住宅の駐車場を整備するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに駐車場の敷地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、可児工業高校まで 420m キッズクリニックありすまで 540m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内に U 字溝を設け東側の道路側溝に接続、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 3 の案件は、賃貸人の春日井市の方と、賃借人の恵那市の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が太陽光発電設備を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字島前、地目は畠、地積は、134.94 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は宅地、西側は山林、南側は道路となっており、許可後 5 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人が太陽光発電施設設置する隣接する山林と一体利用して、太陽光発電施設の付属設備のキュービクルを設置するとの計画であります。

なお、貸渡人より農地法の許可を受けずに倉庫として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 4 の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字辻洞、地目は畠、地積は、297 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東北側は道路、西北側は道路沿いの水路、西側と南側は畠となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路向の排水路に放流、上水道は前面道路南方の整備済みの埋設管に接続、下水道は合併浄化槽により浄化水を前面道路向の排水路に放流。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 5 の案件は、譲渡人の二野の方と、譲受人の大森の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸資材置場として利用するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、二野字山根、地目は畠、地積は、161 m²、農振区域内の農用地区域外の

農地で、申請地の東南側は平成 28 年 10 月許可の資材置場、東北側は道路、西南側は工場敷地、西北側は工場敷地と畠となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が貸資材置場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所平牧連絡所まで 280m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 6 の案件は、貸渡人の下切の方と、借受人の下切の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が太陽光発電施設を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字焼山外 1 筆、地目は畠、地積は、合計 375 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と南側は道路、西側と北側は駐車場となっており、許可後平成 29 年 7 月末までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人が太陽光発電施設 23.6 k w を設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、関連して事業計画変更受付番号 2 を同時提出されております。

受付番号 7 の案件は、貸渡人の坂戸の方と、借受人の坂戸の方外 1 名との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字前田の一部、地目は田、地積は、132.76 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路と貸渡人の畠、西側は貸渡人の宅地と畠、南側は貸渡人の畠、北側は貸渡人の宅地と畠となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の宅地と一体利用して、貸渡人の子である借受人が個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、農振・1 種・3 種に該当せず、小集団で生産性の低い農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、関連して申請地北側で、4 条申請受付番号 1 を同時提出されております。

受付番号 8 の案件は、譲渡人の坂戸の方と、譲受人の徳野南の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が貸資材置場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字西ノ川原、地目は畠、地積は、1,100 m²、第農振区域内の農用地地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は平成 29 年 1 月許可の駐車場と平成 29 年 2 月許可の分譲住宅、南側は平成 10 年 7 月許可の資材置場となっており、許可後平成 29

年 7 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が貸資材置場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 9 の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の土田の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が宅地分譲するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉の一部、地目は畠、地積は、800 m²、準工業地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は愛知用水敷地と譲渡人の畠、南側は譲渡人の畠と山林、北側は愛知用水通路と譲渡人の畠となっており、許可後、1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が 3 区画の宅地分譲するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内の南に側溝を設け前面道路の既設道路側溝に接続、上下水道は敷地内の道路に配管し、前面道路に整備済みの埋設管に接続を予定しており、造成段階では、接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 10 の案件は、賃貸人の今渡の方と、賃借人の今渡の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が駐車場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字上之畠外 1 筆、地目は畠と田、地積は、合計 417 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は畠と宅地、西側は道路と道路沿いの水路、南側は道路と水路、北側は畠と道路と水路となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、近隣にある賃借法人の葬儀場の駐車場として整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 11 の案件は、譲渡人の川合の方と、譲受人の美濃加茂市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字東畠、地目は畠、地積は、99 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と南側は道路、西側は譲受法人の宅地、北側は山林、となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、西側の譲受法人の宅地と一体利用して、譲受法人が分譲住宅 2 棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は

第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1番広見お願いします。

可児(隆)委員 受付番号1について5番可児が報告します。

事務局から説明がありましたように、事業変更届も同時申請されております。平成16年10月28日付けで貸駐車場として4条許可を受けており、転用済みの駐車場を含め、譲受人は、貸駐車場を整備するという計画です。始末書も添付されており、問題ないと思われます。

議長 ご苦労さまでした。2番中恵土お願いします。

山田委員 受付番号2について7番山田が報告します。

雨水排水は道路側溝、水田への水の取り入れ口、排水には支障なく、農業用水への影響はありません。すでに駐車場として利用しており、始末書が添付されています。

議長 ご苦労さまでした。3番久々利お願いします。

仙石委員 受付番号3について19番仙石が報告します。

雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。4番大森お願いします。

可児(す)委員 受付番号4について15番可児が報告します。

土地改良の同意書もあり、農業用水への影響はありません。雨水排水は市の排水路、上下水道は整備済みの埋設管に接続、下水道は合併浄化槽にされます。問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。5番二野お願いします。

奥村(武)委員 受付番号5について1番奥村が報告します。

譲受人が貸資材置場を整備するということで、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。6番下切お願いします。

小池委員 受付番号6について13番小池が報告します。

後ほど、事業変更が出てきますが、昭和59年に貸駐車場として許可を受けた案件で、借手がなかったのか、今回太陽光発電を設置するという申請です。周辺は駐車場、道路に囲まれているところで、農業用水への影響はありません。問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。7番8番坂戸お願いします。

吉田委員 受付番号7、8について3番吉田が報告します

受付番号7ですが、個人住宅を建築するという申請です。4条受付番号1の隣の場所で、平成11年頃から宅地として利用しており始末書が添付されております。問題ないと思います。

続きまして、受付番号8ですが、貸資材置場を整備するという申請です。問題ないと思

議長	います。
可児(勉)委員	ご苦労さまでした。9番下恵土お願いします。 受付番号9について17番可児が報告します 宅地分譲するという申請です。図面を確認しましたら、排水もきちんとできるというこ とで問題ないと思います。
議長 菱川委員	ご苦労さまでした。10番今渡お願いします。 受付番号10について8番菱川が報告します 賃貸借権の設定で、賃借法人が駐車場を整備するという申請です。現地確認したところ、 2筆の土地を一体利用するという計画ですが、2筆の土地の間に用水が通っていて国有地 のようですが、国有地を無断で使用するということはないと思っていますが、どうなって いますか。お伺いしてから問題ないですと言いたいです。
議長 事務局	事務局お願いします。 用水路ですが、国か市ですけど、土地改良が管理しています。占用するということで申 請をしていただいております。その占用は市役所管理用地課で受けるということで進んで おります。ということで、占用を取るという前提で申請を受けたということになっており ます。
議長 大澤委員	ありがとうございました。11番川合お願いします。 受付番号11について12番大澤が報告します。 西側の宅地と一体利用して所有権移転するとの計画ですが、譲渡人は相続した時に気づ けばよかったのですが、農地とは知らなくて家の進入路として使っており始末書が添付さ れております。周りは農地から宅地に転用されたところですので問題ないと思います。
議長 菱川委員	ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、 ご質問等はございませんか。 菱川委員、どうぞ。
議長 事務局	受付番号2の案件についてですが、農地半分がアスファルトを引いて駐車場に使われて いたということですが、駐車場に使われていたということは使用料を取っていたのではな いかと思いますが、そうすると始末書1枚で処理していいものかどうか。
局長	事務局、お願いします。 従来の対応基準がこれまで始末書で済ませてきたので、この場でこの基準を変更してし まうことに対して問題があるのではないかと考えます。他の事例とか、県にも確認します が、その上で現在明確な基準がないので確認を取りまして、今回につきましては、従来の 基準でお願いできればと考えます。
議長	補足をさせていただきます。今までの判断基準の統一性からして、今回については従来 の判断基準でお願いしまして、今後このような事例が出たときにどう判断するかという判 断基準を県の見解とか他の農業委員会の対応も考えながら判断基準の変更というかたち で、具体的に会議で検討していただく前に協議を持たせていただきたいと思いますがどう でしょうか。
議長	ありがとうございました。 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長	<p>ご意見も無いようすでにお諮りいたします。</p> <p>日程第4、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。なお、受付番号2については、意見を付けて進達します。</p> <p>【異議なしの声多数あり】</p>
議長	ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。
議長	日程第5、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は2件の申請です。</p> <p>受付番号1の案件は、当初計画者は、4条許可を得て貸駐車場として転用したが、分筆及び地目変更を行わないまま現在に至っている。承継者は、駐車場面積を拡大した上で貸駐車場として病院に賃貸する計画に変更することについて承認を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、広見七丁目外1筆、地目は畠、地積は、合計316m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は雑種地、西側は畠と宅地、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後3ヶ月までの計画としての申請です。</p> <p>転用事由としましては、当初計画者の譲渡人が平成16年10月28日付で北側37.5m²の貸駐車場として4条許可を受けており、転用済みの駐車場を含め、譲受人は、貸駐車場を整備するとの計画であります。</p> <p>農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。</p> <p>一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。</p> <p>なお、農地性があり、関連案件の5条申請受付番号1が同時提出されております。</p> <p>受付番号2の案件は、当初計画者は、昭和59年に貸駐車場の整備目的で5条による転用許可を受けたが、期待していた需要が見込めず事業を行わないまま現在に至っている。</p> <p>承継者は、土地所有者である父が高齢のため土地の管理が十分にできなくなってきたこともあり、土地の有効利用を考え、太陽光発電設備を設置する計画に変更することについて承認を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、下切字焼山外1筆、地目は畠、地積は、合計375m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と南側は道路、西側と北側は駐車場となっており、許可後平成29年7月末までの計画としての申請です。</p> <p>転用事由としましては、当初計画者の貸渡人の子である承継者の借受人が太陽光発電施設23.6kWを設置するとの計画であります。</p> <p>農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。</p> <p>一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。</p>

なお、農地性があり、関連案件の 5 条申請受付番号 6 が同時提出されております。
以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から順次、
発言をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号 1 について 5 番可児が報告します。

5 条の 1 で報告したとおりです。問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。2 番下切お願いします。

小池委員 受付番号について 13 番小池が報告します。

先ほど 5 条申請のときに説明しましたが、昭和 59 年に貸駐車場として許可を受けた案
件ですが、その後、駐車場の需要が見込めないため、太陽光発電施設を設置して有効活用
したいという申請です。この地域は、工場もあり住宅も連たんしており、立地基準判定は
第 3 種にあたります。農業用水への影響はないと考えられますので、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。

只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はござ
いませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 5 、議案第 21 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請
に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第 6 、議案第 22 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請
に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第 22 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、
説明させていただきます。今回は 1 件の申請です。

事務局 受付番号 3 の案件は、当初計画は、平成 28 年 10 月に 5 条許可を得て、スーパーマーケット駐車場に転用する予定であったが、店舗に近いという立地から計画を見直し、従業員用の貸家 2 棟を建築する計画に変更することについて承認を求めるものです。当初、農転
許可後に所有権を移転したため、当初計画者と承継者は同一であります。

土地の概要は、土田字定安外 1 筆、地目は、畑で、面積は合計 472 m² 、第 1 種住居地域
内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は宅地と畑、南側は雑種地、北側は道路となって
おり、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人従業員用住宅 2 棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、第 3 種農地と判断されま
す。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側
溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなってい
ることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、農地性があり、関連案件の 4 条申請受付番号 2 が同時提出されております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から、発言をお願いします。3番土田お願いします。

議長 受付番号3について10番井藤が報告します。

先ほど4条の2で説明してあります。変更理由は事務局から説明があったとおりです。

ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第6議案第22号、「農地法第4第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

日程第7、議案第23号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

議長 議案第23号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は1件の申請があります。

事務局 受付番号1の案件は、今渡の方が所有する畠です。

土地の概要は、今渡字後路田、地目は畠、面積は140m²です。

申請者の父が、昭和46年頃まで耕作していたが、昭和47年頃に店舗を建築して経営していた。その後、主要地方道土岐可児線拡幅に伴い平成16年2月に店舗を取り壊し、更地で現在に至ることです。店舗を建築し45年経つことから、今回、雑種地として非農地申請を行うものです。

なお、証拠書類として、国土地理院の昭和50年航空写真と可茂土木事務所発行、補償契約の契約証明書が提出されています。

以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から、発言をお願いします。1番今渡お願いします。

議長 受付番号1について8番菱川が報告します。

事務局から説明があったとおりです。問題ないと思います。

ご苦労さまでした。

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議長 日程第7、議案第23号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、これを判断し、通知することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長	ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、通知することに、決しました。
議長	<p>日程第8、議案第24号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。</p> <p>なお、受付番号13の案件は、15番可児すみ子委員の家族が利用権の設定を受けるものとなっているため、農業委員会等に関する法律第31条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、先に受付番号13の案件を審議します。15番可児すみ子委員の退席をお願いします。</p>
議務局	<p>可児すみ子委員退席</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします</p> <p>議案第24号、受付番号13の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。</p> <p>受付番号13は、賃貸人の下恵土の方外1名と賃借人の大森の方との間での使用貸借権の設定です。</p> <p>土地の概要は、羽崎字藤井、地目は田、面積は1,696m²、再設定で、平成39年までの10年間、利用集積を図るもので、以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長	只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
議長	<p>【意見なしの声多数あり】</p> <p>ご意見も無いようすでにお諮りいたします。</p> <p>日程第8、受付番号13の議案第24号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数あり】</p>
議長	ここで、可児すみ子委員の着席をお願いします。
議長	可児すみ子委員着席
議務局	<p>次に日程第8、受付番号1から12までの議案第24号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。</p> <p>今回の利用権の設定内容は、使用貸借12件、19,662m²、賃貸借1件、598m²地目は田、合計20,260m²の集積となります。</p> <p>なお、受付番号1から12までについて、説明させていただきます。</p> <p>受付番号1から6までは、借人が同じですのでまとめて説明します。</p> <p>貸人の今渡の方外5名と借人の御嵩町伏見の法人との間での使用貸借権の設定です。</p> <p>土地の概要は広見字丸之内8筆、地目は田、面積は合計9,809m²、新規設定で、平成35年までの6年間、利用集積を図るもので、</p> <p>受付番号7から9までは、借人が同じですのでまとめて説明します。</p> <p>貸人の塩河の方外2名と借人の土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の設定で</p>

す。

土地の概要は塩河字丸山前外 3 筆、地目は田、面積は合計 6,581 m²、新規設定で、平成 34 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 10 は、貸人の中恵土の方と借人の石井の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は石井字浦田、地目は田、面積は 596 m²、新規設定で、平成 35 年までの 6 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 11 は、貸人の土田の方と借人の土田の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は土田字大尻、地目は田、面積は 980 m²、新規設定で、平成 34 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 12 は、貸人の下恵土の方と借人の下恵土の方との間での賃貸借権の設定です。

土地の概要は下恵土字宮前、地目は田、面積は 598 m²、新規設定で、平成 39 年までの 10 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようすでにお諮りいたします。

日程第 8、受付番号 1 から 12 までの議案第 24 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。これをもちまして、平成 29 年第 4 回 可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労様でございました。